

福岡県教員養成史研究 (八)

平 田 宗 史

(1983年8月30日 受理)

(一) はじめに

大正9年10月30日勅令第521号をもって、『実業補習学校教員養成所令』が制定され、福岡県でも大正10年4月、福岡農業学校内に、福岡県立実業補習学校教員養成所を設置することとなった。これは、昭和10年、青年学校が設置されたことにより、福岡県立青年学校教員養成所となり、さらに、昭和19年には、福岡青年師範学校と改組発展していく。

本稿は、福岡県立実業補習学校教員養成所の実態を考察するものである。

(二) 福岡県立実業補習学校 教員養成所の創設

明治23年の小学校令で、実業補習学校という名称が規定にあらわれたが、実際には一校もつくられなかった。この制度が実働化されたのは、明治26年の実業補習学校規程の公布による。これは、小学校教育の補習と簡易な職業に要する知識技能を授けることを目的としており、修身、読書、習字、算術および実業などを、男女別学で日曜、夜間、季節に開講し、三カ年以内に授けようとするものである。明治27年には、19校にすぎなかったが、30年108校、35年630校と、次第に増加し、日露戦争後、急激に増加した。大正元年には、7,386校、生徒数346,767人となり、大正8年には、13,338校、生徒数912,156人となった。

明治27年、工業補習学校教員養成のため工業教員養成所が設置され、明治32年、『実業学校教員養成規程』により、農業・商業・工業の各補習学校教員は、農業・商業・工業各教員養成所において養成されることとなっていた。ところが、その卒業生で、実業補習学校教員になるものはほとんどなく、実業補習学校教員の大部分は小学校教員の兼任であった。明治末年になると、実業補習学校が急増するにつれて、専任教員の要求がたかまってきた。そして、府県によっては、それを養成しようとし、大正8年までに、22府県に設置されたのであった。¹⁾

そういう中で、文部省は、大正9年10月30日、

勅令第521号をもって、『実業補習学校教員養成所令』²⁾を制定するとともに、同年12月18日、文部省令第33号をもって、『実業補習学校教員養成所令施行規則』³⁾を定めたのである。前者では、設置者、教職員の資格と待遇、後者では、設置および廃止、入学資格、修業年限、学科および科目、設備などについて定めた。これによると、実業補習学校教員養成所の設置および廃止は文部大臣の認可を受けること、教職員として、所長、教諭、助教諭、書記を置くこと、修業年限を1年乃至2年とすること、学科目は修身、教育、法制、経済ならびに実業に関する学科目および実習、ただし、女子においては、家事、裁縫を加え法制、経済は欠くことができ、また、前掲の学科目の外、国語、数学、外国語、簿記、社会学大意、その他必要な学科目を加設することができること、入学資格は、修業年限5年以上の実業学校卒業生、師範学校卒業生などを原則とすること、設置は、公立学校又は実業に関する公立の試験場若しくは講習所に併設しうること、設備は、教室、実験室、実習場、器具 機械、標本、図書その他教授上必要なものを備えること、生徒の学資給与および卒業後の服務については地方長官が定めることなどが定められている。

実業補習学校教員養成の福岡県の動きをみると、前掲の勅令および省令が出される前年度の大正8年11月15日発行の『福岡県教育』の記事の中に、「福岡師範学校に於て甲乙種農学校卒業生を収容すべき実業教員養成科新設計画あり目下調査中」⁴⁾とある。これによると、福岡県は、勅令および省令が公布される前の年から、実業補習学校の教員の資格を得ることのできる実業教員養成科を福岡師範学校に附設しようとする動きがあったのである。しかしながら、それは実現しなかった。

勅令、省令が公布された大正9年度の福岡県議会で、福岡農学校に実業補習教員養成所併設し、設置費6,455円(内訳、俸給1,320円、雑給615円、所費4,520円)、定員40人、修業年限1カ年(大正14年度より2カ年に延長)、学科修身・教育・法制・経済・並に実業に関する科目及其の実習、

なお国語・外国語・数学・簿記・社会学の大意、其他必要と認むる科目を課することを得という案を議決した。⁵⁾

『実業補習学校教員養成令』で、「実業補習学校教員養成所ノ設置及廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と定められているので、福岡県は、その設置を文部大臣に伺ったところ、文部大臣中橋徳五郎は、大正10年4月2日、文部省告示第264号で、「実業補習学校教員養成所令施行規則ニ依リ左記実業学校教員養成所ヲ設置シ大正十年四月ヨリ開校ノ件認可セリ」⁶⁾と、指令した。そして、

- 「一、名称 福岡県実業補習学校教員養成所
一、位置 福岡県筑紫郡那珂村
一、設立者 福岡県
一、修業年限 一年」⁶⁾

福岡県知事安河内麻吉は、5日後の4月7日に、福岡県告示第213号で、「福岡県立実業補習学校教員養成所ヲ福岡県筑紫郡那珂村福岡県立福岡農学校ニ設置シ大正十年四月ヨリ開校ス」⁷⁾旨を告示した。

初代所長事務取扱いには、福岡農学校校長船津常吉が、大正10年4月4日に任命され、実業補習学校教員養成所を実質的に専行する主任には、宗像市赤間町徳重の生まれで、東京帝国大学附属農業教員養成所を卒業し、粕屋農学校、島根県立農学校、福岡師範学校教諭などを歴任した林俊造が、4月12日に、高等官八等の待遇で任命された。⁸⁾

教員の人選が行なわれる一方、大正10年4月11日には、福岡県令第15号で、33条からなる『福岡県立実業補習学校教員養成所学則』⁹⁾が制定された。これによると、生徒定員は40名であり、修業年限を1カ年とした。『福岡県教育』は「愈よ入所生四十名を募集し来月十五六日選抜試験を行ひ同二十四日所式挙行の筈」¹⁰⁾と報道しているけれども、福岡県立福岡農業高等学校の『百年誌』に

よると、「第一回生を選抜する試験は、四月二十六日より三日間」⁸⁾とある。そして、福岡県立実業補習学校教員養成所が発足したのであるが、大正14年2月20日には、文部省告示第61号で、「福岡県筑紫郡那珂村ニ設置セル福岡県実業補習学校教員養成所ノ修業年限ヲ大正十四年四月ヨリ二年ニ変更ノ件認可セリ」¹¹⁾という指令に基づき、大正14年3月28日の県令第18号により、¹²⁾修業年限を2カ年とすると同時に、定員40名を50名に改めたのである。そして、4月1日より、福岡県立実業補習学校教員養成所という名称を福岡県立から福岡県に改め、福岡県実業補習学校教員養成所と称するようになった。¹²⁾

翌大正15年7月8日には、これまでの学則を大中に改め、『福岡県実業補習学校教員養成所学則』¹³⁾を定めた。この改正で重要な点は、入学資格に応じて第一部と第二部とに分けたことである。さらに、昭和4年4月12日文部省告示第203号での「福岡県筑紫郡那珂村ニ設置セル福岡県実業補習学校教員養成所ノ修業年限ヲ昭和四年四月ヨリ第一部及第二部二年第三部一年ニ変更ノ件認可セリ」¹⁴⁾という指令に基づき、昭和4年5月4日県令第18号により、第一部と第二部の外に、第一部若しくは第二部の入学資格を有し小学校正教員免許状受領後一年以上教職に従事せる者が入学する修業年限1カ年の第三部を設置した。¹⁵⁾その外、昭和10年4月、福岡県青年学校教員養成所と改められるまで、改正された主な点は、昭和6年4月18日の県令第22号により、これまで三学期制であったのが、二学期制になったことである。¹⁵⁾

(三) 福岡県立実業補習学校教員養成所の教育

教員数の変遷をみるに表(1)のごとく、設置当初においては、専任1人である。他は、福岡農学校教員の兼務である。大正14年に、生徒定員が40名

表(1) 学級と教員数の変遷

年 度	大正	10	11	12	13	14	15	昭和	2	3	4	5	6	7	8	9
学 級	本 科	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	講習科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 員	有資格	×10 1	×10 1	×10 1	×4	×9 4	×1 5	×13 4	×14 5	×14 5	×14 5	×17 3	×17 4	×19 4	×19 4	
	無資格	×1	×1	×1	—	×2 1	×4	×4	×3	×3	—	×3	×3	×3	×2	

注(1) 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

(2) ×印は嘱託者

から50名に増員され、修業年限が2カ年となり、学級数も2学級となると、専任が5名になる。しかし、相変わらず、兼務の教員が多い。

設置が決まると、生徒募集が行なわれたのであるが、郡市長推薦者と一般志望者よりの募集があった。大正10年4月11日の『学則』⁹⁾によると、入学資格は、つぎのような条件の一つを満す者であった。

「一、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校又ハ之ト同程度実業学校ヲ卒業シタル者

二、師範学校ヲ卒業シタル者

三、中学校ヲ卒業シタル者

四、小学校本科正教員、小学校農業専科教員ノ免許状ヲ有スル者

五、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ農業学校ヲ卒業シ二年以上農業ニ関スル経験ヲ有シ相当ノ学力アリト認メタル者

六、其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ相当学力アリト認メタル者」

大正15年7月8日の『学則』¹³⁾になると、郡市長推薦制を廃止し、一般志望者のみの募集となり、本科生を第一部と第二部に分け、それぞれの入学資格を定めた。第一部入学資格は、つぎの条件の一つに該当しなければならなかった。

「一 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ農業学校又ハ之ト同程度ノ農業学校ヲ卒業シタル者

二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 中学校ヲ卒業シタル者

四 小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

五 徴兵令第十三条並ニ文官任用令第六条第一号ニ依ル認定諸学校ヲ卒業シタル者ニシテ前各号ニ該当セサル者」

一方、第二部入学を認可される者は、つぎの条件の一つに該当する者であった。

「一 小学校農業専科正教員ノ免許状ヲ有スル者

二 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年三年以上ノ農業学校ヲ卒業シ二年以上農業ニ関スル経験ヲ有シ相当ノ学力アリト認メタル者

三 其ノ他右ニ準スヘキ者ニシテ相当ノ学力アリト認メタル者」

昭和4年5月4日の県令第18号では、第1部、第2部の外に、第3部を設置したが、その第3部の入学資格は、「本所第一部若クハ第二部ノ入学資

格ヲ有シ小学校正教員免許状受領後一年以上教職ニ従事セル者タルヘシ」¹⁵⁾のものであった。しかしながら、「第三部 入学志願者ニ対シテハ前項ノ試験ニ依ラス所長ニ於テ人物経歴等ニツキ考査ノ上決定スルコトアルヘシ」¹⁵⁾とも定められていた。

以上のような入学資格の下に、生徒募集が行なわれたのであるが、「養成所は、専門教育をする高等教育機関だったから、県下一円はもとより、県外からも受験生が殺到した。」⁸⁾という。十分な資格を有していない者に対しては、入学試験前日に、学力試験を行なった。設立当初は、国語、数学、博物、物理、化学などの科目の試験を行ない、大正14年4月からは、農業も行なわれることになった。第一回生の入学試験は、大正10年4月26日より3日間行なわれたが、第二回生は、大正11年3月16日から18日までの3日間、実施された。第二回生の入学試験の実施の記録は、つぎのとおりである。¹⁶⁾

「3月16日 学力検定試験

国語、数学、物理、化学、博物

3月17日 選抜試験

国語、数学、体格検査

3月18日 選抜試験

物理、化学、博物、口頭試問

試験委員

国 語 宮崎久次

博 物 遠藤義助

口頭試問 林俊造、南里辰一、竹下伴蔵

体格検査 原田校医、黒木由之助、妹尾秀臣
郡司幸二郎」

これをみると、試験は3日間行なわれ、最初の日は、十分な資格のない者に対して学力検定試験を行ない、後の二日間選抜試験、すなわち、学力試験、体格検査、口頭試問を行ない、入学者の選考をしている。

入学志願者数と生徒数をみると、年度によって入学志願者は異なるけれども、大正13年度以降入学志願者が増加し、昭和に入ると、急増し、入学が難しくなっている。これは、他の教員養成機関でも同じで、昭和初期に経済不況になると教員志願者が多くなるのである。

入学者の前歴をみると、表(3)のとおりである。これは、前掲した入学資格に基づいて、入学者の前歴を分類したものである。この表からみると、実業学校出身者が一番多く、他の師範学校卒業生、中学校卒業生、小学校専科正教員免許状所有者などの入学もかなりある。そして、師範学校卒業生と小学校専科正教員免許状所有者は、修業年

表(2) 生徒数と入学志願者数との変遷

年 度	大正							昭和								
	10	11	12	13	14	15	2	3	4	5	6	7	8	9		
生 徒	本 科	第1学年	35	32	28	29	20	20	19	29	14	20	25	22	24	24
		第2学年	—	—	—	—	19	28	28	21	28	9	22	28	21	26
	計	35	32	28	29	39	48	47	50	42	29	47	50	45	50	
講 習 料		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
入 志 願 学 者	本 科	73	58	52	123	△35 68	△11 92	△19 143	△15 191	21	△17 140	△8 133	△8 115	△8 137	115	
	講 習 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注(1) 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

(2) △印は第二学年に係るもの。

表(3) 入 学 者 の 前 歴

年 度	大正							昭和						
	10	11	12	13	14	15	2	3	4	5	6	7	8	9
(1)	—	—	—	16	△7 17	13	15	14	—	14	△1 17	17	15	18
(2)	23	21	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)	4	5	1	6	△5 —	△4	△3	△2	5	△2	—	—	—	—
(4)	1	2	4	7	△3 1	4	5	14	—	6	7	3	5	6
(5)	4	—	—	—	—	△7	△5	1	1	—	—	—	—	△1
(6)	3	4	5	—	△5 2	—	—	1	8	△7	△1 1	△3 2	△1 2	△1
(7)	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
計	35	33	29	30	△20 20	△11 17	△8 20	△2 30	14	△9 20	△2 25	△3 22	▽1 24	△2 24

(1) 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トナル修業年限五年以上ノ実業学校又ハ之ト同程度ノ実業学校卒業者

(2) 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年以上ノ実業学校ヲ卒業シ二年以上実業ニ関スル経験ヲ有スル者

(3) 師範学校卒業者

(4) 中学校卒業者

(5) 小学校本科正教員免許状ヲ有スル者

(6) 小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者

(7) 其ノ他

註(1) 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

(2) △印は第二学年に係るもの。

限2年となつてから、2年編入という者が多いことも注目される。大正7年3月、福岡師範学校本科第一部を卒業し、県下の尋常高等小学校訓導を歴任した後、大正13年4月に入学した一入学者は、入学した同級生の様子を、つぎのように語っている。

「農民意識の向上と共に地主に対する小作争議が起つて来たのは、大正十年の頃からであつ

た。父と小作人とのやりとりを見聞している中に、父の跡を継ぐものとして農業知識取得の必要を感じ出した私は、福岡県立福岡農学校に併設されていた福岡県実業補習学校教員養成所に入所の決意をした。入学者数三十名、経歴や年齢もまちまちで師範卒、実業学校卒、中学校卒、試験検定者等、年齢も最年長者が三十四歳、最少年者が十九歳で十五歳の開きもあつたが、よ

表(4) 入学父兄職業別

	大正15		昭和2		3		4		5		6		7		8		9	
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
農 業	14	8	13	7	18		12		16	8	16	2	15	3	17	1	19	1
水 産 業																		
鮎 業									1									
工 業																		
商 業			1	1	3	1			1		1		2		1		1	
交 通 業																		
公 自 由 務 業	2	3			2		2		1	1	3		3		4		3	1
其他ノ有業者			6		6	1			1		4		2		2			
家事使用人																		1
無 職 業	1				1						1							
計	17	11	20	8	30	2	14		20	9	25	2	22	3	24	1	24	2

注 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

く遊び、よく遊びでみんな仲よくやったものだ。』¹⁷⁾

彼は、入学者の経歴や年齢が様々であったという。

入学者の父兄の職業をみると、表(4)のとおりである。この表から言えることは、父兄の職業が農業というのが圧倒的に多い。師範学校入学者の父兄の職業が農業と言うのが多いが、それ以上に多いのである。そのため、他の父兄の職業は少なく、商業、公務自由業、その他の有業者である父兄の子弟の入学者が少しある程度である。

大正10年4月11日の『学則』⁹⁾の第30条によると、「生徒ニ対シテハ学資ノ全部又ハ一部ヲ補給ス但シ休学及停学中ハ之ヲ支給セス前項ニ依リ補給スヘキ学資ノ額ハ別ニ之ヲ告示ス」ることになっており、同日の福岡県告示第215号で、「福岡県立実業補習学校教員養成所學則第三十条ニ依リ生徒ニ支給スヘキ学資ハ一箇月金八円トス」¹²⁾と定められた。発足当時、一箇月一人に8円支給されることになっていたが、この告示も、大正14年3月28日の告示第199号により、「小学校本科正教員ノ免許状ヲ有シ又ハ修業年限一ケ年ノ実業補習学校教員養成所ヲ卒業シニケ年以上教職ニ従事シタルモノニシテ第二学年ニ在学スルモノニアリテハ一ケ月式拾円其ノ他ノ者ニアリテハ一ケ月金拾式円トシ大正十四年四月支給ノ分ヨリ之ヲ実施ス但

シ八月分ハ半額トス」¹²⁾と改正した。さらに、昭和4年5月より、「一、第三部ニ入学シタル者一ケ月式拾五円 二、第十五条ノニ依リ第二学年ニ入学シタル者一ケ月式拾円 三、其ノ他ノ者一ケ月拾式円」¹⁸⁾と再改正され、八月分だけは半額とされた。2年後の昭和6年4月からは、「一、第三部ニ入学シタル者一ケ月式拾円 一、第十五条ノニ依リ第二学年ニ入学シタル者一ケ月拾七円 一、其ノ他ノ者一ケ月拾式円」¹⁸⁾と、学資が一部減額されたのである。ただし、八月分は半額とするのは変わらない。以上のように、生徒に学資が支給されたのであるが、その額は、当時の師範学校生徒より多い。

入学した生徒たちが受けた学科課程を検討してみよう。修業年限一カ年であった時の学科課程表は、表(5)のとおりである。学科目は、修身、教育、法制、経済、農学、国語、数学などが教授されている。それらの学科目の毎週教授時数をみると、合計30時間の中、農学が16時間であり、半分以上が、農学の時間である。これから推察すると、福岡県立実業補習学校教員養成所は、農業系の実業補習学校の教員を養成することをねらったものと思われる。農学について多いのは、教育の時間で、毎週6時間である。これは、教員養成を目的としているからであろう。その外の学科目の時間は、国語3時間、数学2時間、法制・経済2時間、

表(5) 修業年限1カ年の時の学科課程表
(大正10・4・11 県令第15号)

実習	合計	数学	国語	農学	経済	法制	教育	修身	学科目
農場実習其ノ他		算術	講読 作文	土壌 肥料 病害虫	作物 園芸 畜産 養蚕 林学 水産	経済一班 農政 經濟大意	法制一班 地方自治制並農政大意	教育学 教授法 学校管理法	道徳ノ要旨
						α			課 程
無定時	三〇	二	三	一六		二	六	一	時 毎 週 教 授

注「福岡県公報」号外 大正10年4月11日
11~12頁

修身1時間である。ここで注目すべきことは、修身の時間が毎週1時間と少ないことである。ところで、この学科課程表は、入学者全員一律に課せられるものではなかった。「所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ生徒中農学校卒業者ニ対シテハ農学ノ一部ヲ缺キ其ノ他ノ学科ヲ課シ其ノ他ノ者ニ対シテハ農学以外ノ学科ノ一部ヲ缺キ農学ヲ課スルコトヲ得」⁹⁾るのであった。すなわち、農学校卒業者は、農学の一部を欠き、他の科目を課し、師範学校卒業者は、教育の一部を欠き、他の科目を課したりなされたのである。経歴に応じて、受講する学科目が異なった。

学業成績考査は、学期成績と学年成績とに分け、学期成績は、「平素ノ学業成績ト学期内ニ於ケル試験ノ成績トヲ参按シテ之ヲ定ム」のであり、学年成績は、「各学期ノ成績ヲ参按シテ之ヲ定ム」のであった。そして、各学期の成績考査は、「点数ヲ似テ評定シ農学ハ四十教育及実習ハ各二十其ノ他ノ学科ハ十ヲ以テ満点トス」るのである。学年末考査は、「各学科ノ成績農学十六点教育八點其ノ他ノ学科四點以上ニシテ平均成績六點並行状ニ於テ丙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ卒業セシム」のであった。生徒の行状は、「日常ノ行為ヲ参按シ甲乙丙丁ニ分チ之ヲ評定」するのであり、平均点数は、「総点数ヲ十三ニテ除シ之ヲ算出ス」るのである。⁹⁾

大正10年4月11日の『学則』も、大正14年3月28日の県令第18号で改正された。¹²⁾これによって、定員を40名から50名に増員し、修業年限を1カ年から2カ年に延長するとともに、学科課程を大中に改正した。それは、表(6)の通りである。

この学科課程表と以前のそれと異なる点は、つぎの点である。

一つは、修業年限を1カ年から2カ年に延長したことである。

二つは、学科目が、修身、教育、公民、耕種、農芸化学、養畜水産、林学、理化、図画、国漢、数学、音楽、体操となり、大中に増加したことである。

三つは、増設された学科目は、理化、図画、音楽、体操などの一般教養科目であることである。

四つは、法制、経済が公民となり、農学が耕種、農芸化学、養畜水産、林学と専門分化したことである。

五つは、学科目の毎週教授時数からみると、第1学年で、一般教養を多く課し、第2学年で、農業関係の専門科目と公民の教授に多くの時間を費やしていることである。特に、法制、経済あわせて毎週教授時数2時間であったのが、それが公民となり、第1学年3時間、第2学年6時間と、大中に、毎週教授時数が増加しているのは、注目に値する。

六つは、学科目の外に、実習が設置され、それは無定時であったのが、実験と実習となり、各学年、実験1回、実習3回を実施することとなったことである。

以上の諸点が、これまでの学科課程表と異なる点であるが、学業成績考査の方法も改正された。改正された点は、つぎのとおりである。

一つは、「農学ハ四十教育及実習ハ各二十其ノ他学科ハ十」を「各学科百」と、配点が学科によって異なっていたのを各学科100に改めたことである。¹²⁾

二つは、生徒の行状を甲乙丙丁と四段階に分けていたのを甲乙丙の三段階としたことである。¹²⁾

三つは、「農学十六点教育八點其他ノ学科四點以上ニシテ平均六點並行状ニ於テ丙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ卒業セシム」を「四十點以上ニシテ平均六十點以上並ニ行状乙以上ヲ得タル者ヲ修了又ハ卒業セシム」と、卒業の成績基準改めたことである。¹²⁾

昭和3年3月6日の県令第14号¹⁵⁾により、同年4月から学業成績考査の方法が大中に改正された。それは、「各学年ノ課程ノ終了又ハ全学科ノ

表(6) 修業年限2カ年の時の学科課程表 (大正14・3・28 県令第18号)

実験	実験	計	体操	音楽	数学	国漢	図画	理化	林学	水産	養畜	化学	農芸	耕種	公民	教育	修身	学科目
三回	一回	三〇	二	二	四	五	二	二	一	一	一	一	三	三	六	一	第一学年課程	
農業	農学実験		体操 兵式体操	唱歌 楽典 楽器使用法	算術 代数 幾何	講読 作文 文法	写生画 用器画	物理 化学 実験					普通作物 果樹 蔬菜	農業 経済 大意	公法 私法 経済 一班	教育学 心理学 学校管理法 教育史	一 国民 道徳ノ 要領 倫理学	
三回	一回	二六	一	一	二	一	一	二	三	三	七	六	二	一	同上	第二学年課程		
			同上		算術(珠算)	講読 作文		造林 森林利用 測量	養蚕 畜産 水産	土壌	動力 果樹 病虫害 農具	普通作物 特用作物 蔬菜	経営法 公法 農政 農業	二 教育学 補習教育 制度並	同上			

註 福岡県教育百年史編さん委員会編『福岡県教育百年史 第六卷 通史編(Ⅱ)』
福岡県教育委員会 昭和56年3月1日 184~185頁。

卒業ノ認定ハ平素ノ学業ノ成績並行状ヲ考査シテ之ヲ定ム前項ノ考査ノ方法ニ関シテハ所長之ヲ定ム」とのみ、学業成績考査に関する規定を改めたことである。

退学者の数をみると、疾病、転学、懲戒、死亡、其他などの退学理由のうち¹⁹⁾大正11年、死亡1名、九年、其他1名、13年、其他2名、14年、死亡1名、15年、なし、昭和2年、其他2名、3年、疾病1名、4年、疾病1名、5、6、7年なし、8年、疾病1名、其他1名、9年なし、であり、師範学校と比べると退学者数が少ない。これは、「生徒学業ノ進否」の項の中で、「卒業生ノ成績佳良ナルト共ニ補習教育ノ発展向上ニ伴ヒ入学志願者増加シ良質ノ生徒ヲ収容シ得ルニ至リ学業ノ成績見ルベキモノアリ」と、²⁰⁾明記されているのをみると、優秀な生徒が入学したことによるのであろう。

生徒の教育において重視されたのは、学科の授業だけではなく、生徒の訓育も重視したという。

「青年男女ノ補習教育ニ従事スル関係上特ニ生

徒ノ訓育ニ重キヲ置キ毎回修養会ヲ開キ、時々思想問題、社会問題等ニ付名士ノ講演ヲ聴キ平素ノ学習作業ト相俟ツテ人格ノ陶冶ニ努メ其ノ他諸般ノ施設ヲ行ヒ遺憾無キヲ期セリ」²¹⁾

例えば、昭和5年4月から翌6年3月までの『学校日誌』を検討してみると、月に2~3度、各地を見学させたり、名士という人を招き、講演を聴かせたりしている。²²⁾

その外、生徒の修学旅行を行なっているが、その修学旅行も、「一般的修学旅行ヲ行フ外夏季及ピ冬季休業日ヲ利用シ優良補習学校ヲ視察セシメ又ハ補習教育研究ノ為メ実施ニツキ調査研究ヲナサ」²³⁾しめたのである。

全課程を卒えると、卒業証書が授与されるのであるが、卒業者数は、表(7)のとおりである。そして、卒業者は、「卒業証書受得ノ日ヨリ一箇年間引続キ知事ノ指定スル教職ニ従事スヘキ義務ヲ有ス但シ知事ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキハ其ノ義務ヲ猶予又ハ免除スルコトアルヘシ」⁹⁾

表(7) 卒業 者 数 の 変 遷

年 度	大正 10	11	12	13	14	15	昭和 2	3	4	5	6	7	8	9
卒業 者	35	32	28	28	19	27	28	50	42	9	22	28	21	26

註 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

表(8) 前年度本科卒業者の本年度内3月1日現在の状況

	大正 11	12	13	14	15	昭和 2	3	4	5	6	7	8	9
実業補習 学校教員	22	30	27	24	17	25	25	17	31	6	7	20	11
小学校教員	9	2					1	2	5	3	12	8	10
実業従事者													
官公吏等													
休 職													
其 他			1	4	2	2	2	2	6		3		
死 亡													
計	35	32	28	28	19	27	28	21	42	9		28	21

註 『福岡県統計書 第二編 学事』より作成。

と明記されているように、県知事指定の学校に1年間、大正14年4月入学生から2年間、服務する義務があった。大正11年から昭和9年までの本科卒業者の就職状況を見ると、表(8)のとおりである。この表から推察すると、卒業者は、すべて実業補習学校教員となったのではない。小学校教員となったり、その他の職業に就いたりしている。卒業生の待遇は、大正11年においては、「新任五十五円入所前在職者ハ其ノ当時ヨリ二級増俸ヲナシタリ」²⁴⁾とある。大正15年卒業生になると、「本年ノ卒業生ハ27人ニシテ採用申込数52人ニ対シ27名ヲ不足セリ其ノ待遇ハ初任者65円入所前教職ニ在リタル者ハ其ノ当時ノ待遇ヲ参酌シ10円乃至20円ヲ増俸セリ」²⁵⁾とより待遇がよくなるが、全国的に経済不況が深刻になってきたためか、昭和5年の卒業生になると、「其ノ待遇ハ初任給60円ニシテ入所前教職ニ在リタルモノハ其ノ当時ノ待遇ヲ考察シ二級ヲ増俸セリ」²³⁾となり、昭和6年以降の卒業生になると、「卒業生ハ努メテ優遇ノ途ヲ

講ジツヽアリ」²⁶⁾となり、次第に待遇が悪くなるのである。

(四) おわりに

大正10年4月に設置された福岡県立実業補習学校教員養成所は、専任1人、他の教員は兼任であり、修業年限1カ年、生徒定員40人で発足した。しかし、大正14年3月、福岡県立実業補習学校を福岡県実業補習学校教員養成所と改称し、4月から、専任教員を5人とし、また、修業年限を1カ年から2カ年に延長するとともに、さらに、生徒の定員40人から50人に増員し、福岡県実業補習学校は充実したのである。卒業生は、就職難の時代に、高給で採用され、入学志願者も、増加した。しかし、昭和5年～6年頃から、卒業生の初任給が低くなってくるとともに、卒業生は設立の目的である実業補習学校教員となるばかりでなく、小学校教員となるものが増してきたのである。

（註）

- 1) 『福岡県教育』（第286号 大正10年1月15日 11頁）によると、当時のわが国の実業補習学校教員養成所の実情をつぎのように報告している。
「現今実業補習学校教員養成所は全部農業関係のものであって大正九年度の見込では其数二十二ヶ所、教員数専務二十二人兼務百五十八人生徒数六百三十五人費用拾参万五千円余であって其の修業年限は大部分二年で十ヶ月、八ヶ月、六ヶ月等も数校ある尚右の外師範学校二期生又は練習生、講習生等を出て実業補習学校の教員となり得るものが年々百余名である。」
- 2) 文部省内教育史編纂会編修 『明治以降教育制度発達史』 第七卷 龍吟社 昭和14年3月 767～768頁。
- 3) 同上書 769～771頁。
- 4) 『福岡県教育』 第272号 大正8年11月15日 33頁。
- 5) 福岡県議会議事事務局編 『詳説福岡県議会史』 大正編 下巻 福岡県議会 昭和32年6月1日 83～84頁。
- 6) 『文部時報』 第36号 大正10年4月21日 28頁。
- 7) 福岡県教育百年史編さん委員会編 『福岡県教育百年史』 第三卷 資料編 大正・昭和(1) 福岡県教育委員会 昭和53年11月1日 68頁。
- 8) 百年誌編集委員会編 『福農百年誌』 福岡県立福岡農業高等学校 昭和53年11月10日 146頁。
- 9) 『福岡県公報』 号外 大正10年4月11日 9～18頁。
- 10) 『福岡県教育』 第289号 大正10年4月20日 54頁。
- 11) 『文部時報』 第165号 大正14年3月1日 2頁。
- 12) 前掲書 『福岡県教育百年史』 第三卷 73頁。
- 13) 同上書 166～171頁。
- 14) 『文部時報』 第309号 昭和4年4月21日 1頁。
- 15) 前掲書 『福岡県教育百年史』 第三卷 171頁。
- 16) 前掲書 『福農百年誌』 146～147頁。
- 17) 立石昇著 『立石家の祖先と私の歩いた道』 コロニー印刷 昭和48年12月1日 79頁。
- 18) 前掲書 『福岡県教育百年史』 第三卷 466頁。
- 19) 大正10年4月11日の『福岡県立実業補習学校教員養成所學則』の第25条によると、つぎの場合、退学を命ずるとある。
「一、正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
二、出席常ナラサル者
三、本章ノ条規ニ依リ保証人ヲ更ヘサル者
四、学業不進ニシテ成業ノ見込ナキ者
五、性行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者」
- 20) 『昭和3年 福岡県統計書 第二編 学事』 7頁。
- 21) 『昭和5年 福岡県統計書 第二編 学事』 8～9頁。
- 22) 『壬戌会 会誌』 第1号 昭和6年3月 52～54頁。
- 23) 『昭和5年 福岡県統計書 第二編 学事』 9頁。
- 24) 『大正11年 福岡県統計書 第二編 学事』 218頁。
- 25) 『大正15年 福岡県統計書 第二編 学事』 22頁。
- 26) 『昭和6年 福岡県統計書 第二編 学事』 9頁。